

指導教員・留学生担当者のための 交換留学生受入れマニュアル(Ver. 3)

Ver.3.70 (2019/9/24)

目次

[1] 交換留学生の受入れ条件	2
[2] 交換留学生の選考基準	5
[3] 交換留学生の応募から受入れまでの事務手順	7
[4] 在学期間中の教育指導上の留意点	15
A. 共通	15
B. 特別聴講学生・大学院特別聴講学生	17
・個別勉学指導(Guided Independent Study -GIS)	18
C. 特別研究生	19
[5] 大学院進学相談について	20

添付資料

① 2019年度国際教育交流実施委員会委員名簿	23
② (独)日本学生支援機構・平成30年度海外留学支援制度(協定受入)募集要項	25

交換留学受入プログラム関係者の連絡先 (名古屋大学東山キャンパス 052-789-)

交換留学実施委員会委員長

国際教育交流センター長 長畑 明利 教授 (2190)

(下記<@>は@に置換して下さい)

交換留学受入室 FAX 4201 nupace<@>iee.nagoya-u.ac.jp

教授 野水 勉 (5405) nomizu<@>iee.nagoya-u.ac.jp

准教授 石川 クラウディア (5406) k416189a<@>cc.nagoya-u.ac.jp

講師 楠元 景子 (5457) kusumoto<@>iee.nagoya-u.ac.jp

事務補佐員 芦谷 理恵 (6119) ashiya<@>iee.nagoya-u.ac.jp

事務補佐員 川中 千亜希 (6119) kawanaka<@>iee.nagoya-u.ac.jp

教育推進部学生交流課 FAX 5100

課長 内出 裕之 (5792) uchide.hiroyuki <@> adm.nagoya-u.ac.jp

学生交流係長 大屋 友美子 (2193) oya.yumiko<@> adm.nagoya-u.ac.jp

事務補佐員 岡嶋 静江 (2193) okajima.shizue<@>adm.nagoya-u.ac.jp

事務補佐員 大森 なぎさ (2193) omori.nagisa<@>adm.nagoya-u.ac.jp

名古屋大学交換留学受入プログラム(Nagoya University Program for Academic Exchange – NUPACE) は、全学的な協力体制の下に1996(平成8)年2月にスタートして以来、23年が経過し、2019(平成30)年4月1日時点で33ヶ国・地域、134協定大学から2,232名の交換留学生を受入れてきています。2018年度の年間受入れ数は209名に達しており、その規模は国立大学随一で、多様な国・地域からの受入れを実現しております。2019年9月も145名の交換留学生を新たに受入れ、昨年秋学期からの継続学生10名と合わせて155名が2019年度後期に在籍しております。これも、NUPACEの教育カリキュラムへの全学的な協力や、受入れ部局における指導教員の先生方、国際化推進教員・留学生相談担当教員、事務担当の方々の努力に大きく支えられてきた結果です。

交換留学生の受入れは、文部科学省「海外留学支援制度（短期受入れ）（平成25年度までは留学生交流支援制度(受入れ)）」に基づき、「日本学生支援機構」を通じて給付される奨学金によって一部支えられてきておりますが、受入れ学生の半数近くは自費参加学生です。自費参加希望学生については、奨学金支援学生と同様に、成績や語学力が受入れ条件を満たし、さらに経済的な基盤を確認した上で、「交換留学実施委員会」にて審議し、部局のご了解のもとに受入れております。

NUPACEで受入れる学生は、学部生が中心ですが、英語によるNUPACE講義科目を積極的に受講したいという大学院生(約20%)、日本語講義をおもに受講する学生(約15%)、そして少ない人数(約5%)ですが、研究を中心とする学部生や大学院生も受け入れております。従って、受入れた交換留学生が期待しているものは、講義中心の学生から研究を期待している学生まで様々です。講義中心の理工系の学生でも、日本事情や日本の政治・経済など社会科学的側面を学びたいという学生もおりますし、日本の科学研究や生産技術力に大きな興味を感じている人文・社会科学系学生もおります。交換留学を終えた後、本学に戻って大学院進学を希望する学生の相談も増えております。

このような状況を踏まえ、指導教員の先生方や関係する事務職員の方々の理解を深めるために「受入れマニュアル」を用意しております。行き届かない面も多々あるかと思われませんが、是非ご活用下さい。なお、このマニュアルは、毎年のように改訂しており、新たな課題についてはできるだけその後のマニュアルに反映したいと思っておりますので、お気づきの点があればご連絡いただければ幸いです。

なお、交換留学受入プログラム(NUPACE)自体の内容については、英文冊子(NUPACE prospectus)(<http://nupace.iee.nagoya-u.ac.jp/en/pdf/nupace2019-20.pdf>)とホームページ(<http://nupace.iee.nagoya-u.ac.jp/>)(日本語版含む)をご参照下さい。

2019年9月

名古屋大学
国際教育交流実施委員会
委員長 長畑 明利

[1] 交換留学生の受入れ条件

名古屋大学交換留学受入プログラム(NUPACE)に受入れ可能な学生の条件は、文部科学省補助金事業・留学生交流支援制度・奨学金（日本学生支援機構(JASSO)が事務取扱）の受給条件に加え、全学の国際交流専門委員会の下に設置されている交換留学実施委員会において定め、以下の条件を運用しております。

- 名古屋大学と学術交流協定を締結している大学に正規に在籍していること。

NUPACE の交換留学生として自費留学生も受入れています。協定を締結していない大学からの参加は、現在認めていません。また、全学間協定でなく、学部間協定を締結している場合は、応募学生が当該学部に正規に所属し、なおかつ受入れ希望学部が協定対象学部であることが求められます。正規の在籍とは、学部または大学院に正規学生として登録されている学生です。一部の大学で実際には大学教員ですが、博士課程の学生として登録できる制度があり、本プログラムに応募してきた例があります。現在、実施委員会の合意事項として、本プログラムと奨学金制度は学部生を中心とした交換留学生を支援する奨学金制度ですので、教員身分をもつ応募者は採用しない方針をとっています。

- 一定の英語能力または日本語能力を有すること。

英語による教育プログラムを中心に受講する学生は、英語が母語または英語能力が TOEFL iBT 79（従来のTOEFL PBT で550）、TOEIC 780、IELTS 6.0、あるいは他の公的英語検定試験の同等以上であること（中国大学英语等級試験-CET 6級も認めています）を求めています。日本語による授業を中心に受講する学生は、日本語検定試験1級またはN1(新制度)以上の日本語力が要求されます。

大学院特別研究学生として、研究を主な目的とする学生の場合でも、受入れ指導教員とのコミュニケーションが前提となるため、上記に準じた日本語または英語の語学能力を要求します。

- 学部または大学院の成績が、GPA換算で3.0以上であること。

GPA(Grade Point Average)は、成績をA,B,C,D,F=不可の5段階評価で評価した場合に、A=4,B=3,C=2,D=1,F=0として単位数をそれぞれに乘じ、その総和を総取得単位数で割ったもので、成績全体の平均を数値化したものです。米国大学が一般的に採用し、アジアの一部大学でも適用されているものです。GPAが計算されていない場合、交換留学受入室で換算をします。ヨーロッパの大学の一部は、成績からGPAへの換算表を持っているので、成績表に添付していただくと選考の上で助かります。英語によるNUPACEプログラムへ応募してくる学生の競争率が年々高くなっており、成績順に並べて選考を行って

います。従って、GPA3.0は受入れの最低基準であり、一般的にGPAが高いほど奨学金選考の際に有利となります（成績だけの基準ではありません）。大学院の成績は、一般に学部の成績より高めとなりますので、学部の成績で基本的に比較します。

□ 受入れ時期と応募締切日

日本学生支援機構の奨学金配分枠が設定されている、第1期(4月上旬)、第2期(9月下旬)の年2回の受入れ時期の応募を認めています。現在のそれぞれの応募〆切は、11月1日、3月15日です。

□ 留学期間は4ヶ月以上1年以内で、留学を終えた後は必ず在籍大学に戻ることに。

派遣元大学で正規に登録されている学生だけが応募でき、交換留学期間中も在籍大学に学生身分が残っていなければなりません。交換留学期間中に在籍大学で卒業したり、学籍身分が無くなったりする学生は、受入れることができません。

研究や医学部臨床実習の目的以外に、学期中に授業を受講して単位取得ができるためには、学期開始から4ヶ月は滞在が必要となります。従って、NUPACEの受入れ条件は基本的に4ヶ月以上としており、医学部の臨床実習の場合だけは3ヶ月滞在としております。研究目的の場合は、どの時期からも受入れ、3ヶ月の滞在でも構わないのではないかとのご意見もあるかと思いますが、研究目的の学生でも、講義を受講したい、日本語を学習したいとの希望が多数ありますので、4月上旬または9月下旬の学期開始直前に留学を開始し、少なくとも講義を終了するまでの4ヶ月滞在を求めています。

交換留学生在が規定の留学期間を終えた後、在籍大学に戻らずに留学を延長することは、上記の奨学金制度で固く禁じられています。大学間学術交流協定で定められた交換留学規定でも、基本的に制限されています。従って、交換留学生在は必ず在籍大学に戻らなければなりません。違反した場合、奨学金の返却が迫られる可能性がありますので注意して下さい。

名古屋大学に来てから、滞在期間の延長希望をしても、留学生交流支援制度奨学金の支給期間延長は認められません。奨学金の受給を前提とせず、私費で滞在延長を希望する場合、①全体の滞在期間が1年以内であること、②部局および指導教員が滞在期間延長を認めること、③留学生宿舎（国際交流会館）の滞在期間延長申請を行い、入居枠が無ければ、民間宿舎等に移動すること、を条件として実施委員会で承認を行います。

□ 留学目的による受入れ学生の身分

他の国立大学の交換留学受入プログラムでは、英語によるプログラム受講者のみを受入れ対象に限定している大学が多いのですが、名古屋大学交換留学受入プログラムは、以下のように、語学条件や留学目的の条件を少し拡げて交換留学生在を受入れています。

① 英語を中心としたカリキュラムを受講する学生（大学院生も含まれる）

受入れ学生身分：「特別聴講学生」(学部生)または「大学院特別聴講学生」

Special Undergraduate Student *Special Graduate Student*

- ② 日本語で行われる正規学生向け授業をおもに受講する学生

受入れ学生身分：

日本語正規学生向け授業受講

「特別聴講学生」(学部生)または「大学院特別聴講学生」

- ③ 研究が主な目的の学生

「特別研究学生」 *Special Research Student*

交換留学受入プログラムの内容と受入れ身分、教育カリキュラムについては、英文パンフレット (prospectus) に詳細に書かれていますので、応募学生に対してはその内容をよく理解して応募するように要請して下さい。

[2] 交換留学生の選考基準

多数の応募者の中から、交換留学実施委員会において、受入れ並びに奨学金候補者の選考を行っています。奨学金を支給する日本学生支援機構から毎年1月に次年度の奨学金枠が各大学に配分されます。これらの配分は、年3回の受入れ時期、そして下表のような様々な特別枠が設定され、一般枠とは独立した形で配分されています。

また本学では、前述したプログラム参加目的（英語プログラム、日本語授業、研究など）によって応募者を分類し、その中で次ページの選考基準に基づき、選考を行っています。

自費留学希望者（応募書類に希望の有無を確認）については、奨学金の候補者選考に漏れた候補者の中から順位をつけ、実施委員会の合意に基づき、1) 交換留学受入の資格基準を満たすこと、2) 経済的基盤の確認（預金残高証明）、3) 受入れ部局および受入れ指導教員の同意を得る、の条件の下で最終的に自費留学を決断した学生から宿舍受入れ枠の範囲内で受入れています。

表. 海外留学支援制度(協定受入)(平成25年度までは留学生交流支援制度(短期受入れ))奨学金の配分枠の種類と名古屋大学への割当実績

	H23	H24	H25	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	NUPA CE 受入	
大学推薦枠	11	8								対象	
プログラム枠	交換留学受入プログラム(英語枠)(NUPACE)	15	15	15 (文系) 10 (理系)	双方向・協定交流枠 NUPACEプログラム	双方向・協定交流枠 NUPACEプログラム	双方向・協定交流枠 NUPACEプログラム	双方向・協定交流枠 NUPACEプログラム	双方向・協定交流枠 NUPACEプログラム	双方向・協定交流枠 NUPACEプログラム	対象
	交換留学受入プログラム(大学院先端研究枠)	3	8	8	80	100	当初不採択 ↓ 追加採択 100	採択 (新規A)	採択 (継続B)	採択 (新規A)	対象
	交換留学受入プログラム(日本語枠)(NUPACE-J)		15	15			100	65	100		対象
	国際環境人材育成プログラム(短期)*	4	5	-	-	-	-	-	-	-	対象外
グローバル30枠/ TGU枠**	10	10	25			13	-	5		対象	
計	43	61	73	80	100	113	100	70	100		

* 環境学研究科申請「国際環境人材育成プログラム」への配分

**TGU枠: スーパーグローバル大学創成事業・重点政策枠

名古屋大学交換留学受入プログラム(NUPACE)
候補者選考手順と選考基準

1. 志願者の在籍大学に基づき、地域（アジア、北米+中南米、オセアニア+ヨーロッパ+アフリカ）に区分けする。
2. 志願者を、本人の希望を考慮しながら、以下の受入れ学生身分に分類する。
a)特別聴講学生、b)大学院特別聴講学生、c)大学院特別研究学生
3. 日本学生支援機構から提示された奨学金割当数を、これまでの実績と応募資格者数を勘案して、受入れ時期、地域別に（アジア、北米+中南米、オセアニア+ヨーロッパ+アフリカ）の割当数を算出する。
4. 上記各地域において、以下のルールで志願者を順に並べる。
Grade Point Average (GPA)に基づき成績順に並べ、英語能力・教育年数を明示する（NUPACEパンフレットにはGPA3.0以上、英語能力TOEFL iBT 79または同等レベル以上、日本語能力試験1級またはN1級を要求している）。
5. 以下の手順で候補者を選考する。
基本的に成績順に選考する。志願者の講義履修計画、研究計画等も判断する。最終評価には、別途定めた方法による重みづけが加えられる。

※尚、以下の条件も考慮に入れながら候補者の選考を行う。

- a) 各大学の年間の授業料不徴収枠数を考慮に入れる
- b) 志願者の大学が推薦順位をつけている場合にはできるだけ考慮する
- c) 一部の大学に人数の極端な偏りがないように配慮するため、一人を候補者に選んだ大学は、次の候補者から外される。1大学1名が満たされた段階で、成績順に2人目を選ぶ。一大学2人目が満たされた段階で3人目を選ぶ。

以上

[3] 交換留学生の応募から受入れまでの事務手順

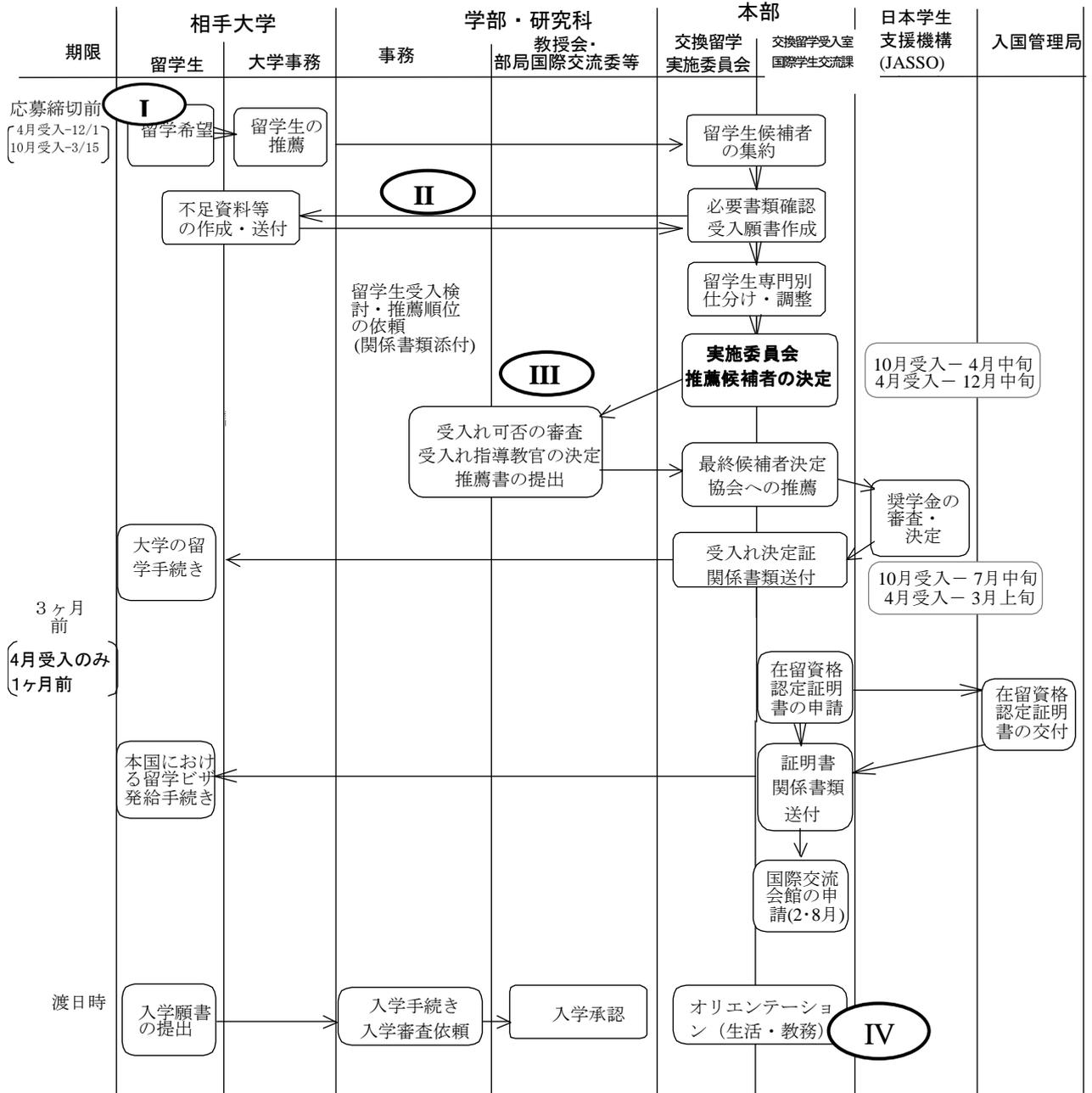
交換留学生の応募書類は、平成14年4月より、全学間学術交流協定を締結している大学と部局間学術交流協定を締結している大学との間に区別なく、一括して交換留学受入室へ応募する形となっています。

また、部局での受入れ承認は、交換留学実施委員会での選考案検討後に、候補者を部局に照会し、受入れ可否を検討していただく形になっております。

以前は、すべての応募者について受入れ可否の検討を各部局に依頼し、その後実施委員会で最終候補者の選考を行っていました。しかし、応募者が受入れ枠の1.5倍近くに達するようになったため、受入れ可否を真剣に検討しても、一部は最終的に選考されず、労力が無駄になっていたため、上記の手順で部局受入れの可否をお願いする形となっています。

次ページに交換留学生の応募から受入れまでの実務の大方の流れを示します。○で囲まれたローマ数字は、その時点での留意事項を別途記載していますので、該当のページを参照して下さい。

交換留学生の受入れ実務の流れと役割分担



○で囲まれたローマ数字は、その時点での留意事項を別途記載していますので、該当のページを参照して下さい。

(I) 交換留学希望の申し出を直接受けた場合の チェック項目

在外の外国人学生から直接交換留学希望の申し出を受けた場合に、正式に交換留学受入れの手続きを開始して良いかどうかの判断をするチェックする項目です。

□ 名古屋大学と学術交流協定を締結している大学に正規に在籍していること

交換留学生となるためには、現状では名古屋大学との大学間（全学間・部局間）交流協定を締結する大学に正規に在籍する学部生または大学院生に限られます。特に学部または大学院の最終年次の学生については、帰国後に少なくとも1学期以上の学習期間が残っていることが要求されますので、そのことも確認して下さい。名古屋大学と大学間交流協定を締結している大学の一覧は、名古屋大学ホームページ <http://www.nagoya-u.ac.jp/international/inter/data/index.html> またはNUPACEのホームページ <http://nupace.iee.nagoya-u.ac.jp/en/what/partner-inst.html> から参照して下さい。

□ 受入れ時期は適切か

受入れ時期は、第1期4月、第2期10月の年2回です。それらの応募締め切りは、それぞれ11月1日、3月15日に設定されています。これらの応募時期に対応しているかを確認して下さい。

□ 滞在期間は3ヶ月以上1年以内で、必ず在籍大学に戻るか

日本学生支援機構の奨学金は3ヶ月以上1年以内の留学期間に限定されており、自費留学の場合であっても、多くの場合、学生交換協定や覚書きで、留学期間は原則として最大1年と定められています。現在、交換留学実施委員会では、医学部における臨床実習プログラムを除き、単位取得上の関係から4ヶ月以上の滞在を要求しています。留学後は直ちに在籍大学に戻ることが義務づけられています。この義務を怠れば、奨学金を返済する規定となっています（資料③参照）。従って、このことを必ず確認して下さい。

□ 授業料免除協定を結んでいない大学の在籍者の場合には、授業料を支払わなければならないことを承知しているか

日本学生支援機構の奨学金に基づく交換留学生は、大学内での身分は主に特別聴講学生または特別研究学生として受入れる形となりますが、この身分で免除されるのは入学金と検定料です。授業料が免除されるのは、授業料不徴収協定（免除協定）を締結している大学からの交換留学生のみです。日本学生支援機構の奨学金（月額8万円）は、授業料不徴収協定（免除協定）の対象者に限られています。授業料不徴収協定を結んでいない大学からの受入れの場合は、これらの点を確認していただくようお願いいたします。

(II)入学願書および関連書類リスト

2016年秋学期入学者より、インターネットのオンライン応募システム <https://nupace.iee.nagoya-u.ac.jp/apply/> を稼働させましたので、応募者は各自オンライン応募システムへ、必要情報の登録が求められます。NUPACE Prospectus 2019-2020 (<http://nupace.iee.nagoya-u.ac.jp/en/pdf/nupace2019-20.pdf>) (英文パンフレット)の p. 12 に、応募の際に準備すべき資料のリストを掲げており、<https://nupace.iee.nagoya-u.ac.jp/apply/> のNUPACE Application Checklist でも確認できます。

1. 在籍大学在学証明書（様式随意） [Certificate of Enrolment]
2. 在籍大学成績証明書（様式随意） [Official Transcript of Academic Records]
学内における審査や推薦順位の決定のために要求します
注1:大学院生の場合には、学部卒業時の成績と大学院の成績の両方を要求
注2:中途編入の場合、編入前の高等教育機関の成績証明書も要求
3. 語学能力証明書
英語(TOEFL, IELTS)または日本語能力検定試験の証明書の写しを要求します。
4. 健康診断書（様式指定） [Health Certificate]
5. パスポートの個人情報ページのコピー
6. 顔写真データ [Identical Photograph]
7. 銀行預金残高証明 (Statement of bank account balance) または経済的支援の証明
奨学金を受給しない自費参加学生の場合は、半年 50 万円、1年 100 万円（月額 8 万円相当）の銀行預金残高証明書の提出を要求します。
8. （医学部臨床実習プログラムに参加する学生のみ） "Application for Visiting Student Clerkship"(臨床実習応募申請書)

(III) 指導教員を引き受ける際の留意点

□ 受入れ可否の判断について

NUPACE在籍中に交換留學生が期待しているものは、講義中心であったり、研究中心であったり多様です。学年が進むほど、専門的内容の要求が高まると予想されますが、英語による講義科目は、担当できる教員や受講者数の関係から、受入れ学生の専門科目を十分にカバーするわけにはいきません。

従って、指導教員の先生方の助言や指導がなによりも大切です。大学院留學生ほどの世話は必要ないと思われませんが、できれば毎週定期的なディスカッションを持っていただく覚悟でお引き受けいただくようお願いいたします。

最近では1.5倍以上の応募がありますので、応募者全員の判断を各部局にさせていただき無駄を省き、交換留学実施委員会で候補者を絞った上で候補学生の受入れ可否を判断していただいています。専門分野を勘案しながら、補欠候補者も含めて依頼部局でできるだけ受入れる方向でご検討いただくようお願いいたします。

□ 身元保証について

身元保証人制度は廃止されました。また、留學生が本国で留学ビザ取得のために必要となる在留資格認定証明書の申請は、学生交流課で一括して行いますので、自ら手続きをしていただく必要は全くありません。日本学生支援機構の奨学金を受給せず、自費留学で交換留学受入プログラムへの参加を認められた学生も、学生交流課で一括して同様の手続きをします。ただし、自費留學生の応募条件として、半年50万円、1年100万円（月額8万円相当）の銀行預金残高証明書の写しの送付を要求しています。

□ 奨学金の申請について

日本学生支援機構への奨学金の申請は、名古屋大学国際学生交流課から一括して行います。NUPACEへの応募者全員を奨学金推薦できず、交換留学実施委員会において定められた選考基準と選考手順によって日本学生支援機構への奨学金推薦者を決定しております。

□ 自費留学の場合

奨学金の推薦候補者に漏れた場合でも、交換留学受入プログラム(NUPACE)の資格基準を満たし、宿舎入居枠に余裕がある限り、申請時に自費留学で参加することを希望した学生の中で、順位をつけて最終的な打診を行います。従って、そのような条件での受入れ可否の検討をお願いすることがあります。自費留学といっても、本人または家族の預金残高証明を要求する以外は、奨学金を受給する学生とほとんど同じ事務手続きを国際学生交流課が行います。身元保証や入国管理局での手続きなど一切必要ありません。入学後も奨学金関係を除き、他の交換留學生と全く同じ対応となりますので、自費留學生の受入によって生ずる特別な負担はありません。

むしろ、奨学金支給がなく、大きな経済的負担を覚悟で参加しますので、その負担に見合う留学経験が果たせるかどうか、より厳しい視点で参加する学生としてご理解いただければ幸いです。

□ 宿舎について

交換留学生は、国際嚶鳴館および国際交流会館（インターナショナル・レジデンス東山、レジデンス山手および留学生会館）に認められた最大枠まで優先的に入居できる規定です。同会館の入居開始時期は4月及び9月中旬(2015年より全学的に9月16日から入居が認められるようになりました)で、入居申請の時期はそれぞれ2月上旬、8月上旬ですが、この申請手続きも国際学生交流課で一括して行います。

□ 渡日前の留学生との連絡について

正式な受入れが決まった後（6月上旬または3月上旬）、学生個人と連絡をとっていただくことは大歓迎です。交換留学の場合、学生の目的や希望が多様ですので、学生との相談の上で状況に応じてご指導いただくようお願いいたします。具体的な内容は、後述の『[4] 在学期間中の教育指導上の留意点』をご参考下さい。

(IV) 受入れ時の実務関係

受入れ時の対応や諸手続を以下に紹介します。交換留学受入室(NUPACE Office)や国際学生交流課を中心にオリエンテーションを行います。しかしながら、必ずしも交換留学生全員にきめ細かな対応が行き届かないおそれもありますので、不足の点を是非補っていただき、勉学に専念できる環境を早期に確保できるよう、ご支援をお願いします。

□ 出迎え

8年以上前から、空港等への出迎えは実施せず、留学前情報で、空港や駅から本学の学生宿舎まで独力で到着してもらう形としました。

□ 入学オリエンテーション

渡日してすぐに、外国人登録や銀行口座、その他日本での生活面での諸注意やアドバイスなどのための「生活オリエンテーション(Life Orientation)」と教育プログラムの概要を紹介する「教務オリエンテーション(Academic Orientation)」(半日)を実施します。また、各学期の開講式を教務オリエンテーションに先立って行っています。

□ 入学手続き

学生の所属は基本的に部局となりますので、部局において入学手続きをお願いします。授業料の納付が必要な場合は、各部局の経理関係担当部署で行います。オリエンテーションの中で、部局での手続きを行うように学生に指示いたします。

□ 授業料の納付

授業料不徴収協定を締結していない大学からの交換留学生の場合には、授業料の支払いが必要です。基本的に滞在期間分をまとめて支払う必要があります。このことは留学前に学生本人に確認しています。授業料の支払いで手持ちの所持金が不足してしまう場合、下記の貸付金制度があります。

□ 外国人登録

渡日後90日以内に区役所で外国人登録をする必要があります。居住する区の区役所などに出かける必要があります。インターナショナル・レジデンスは千種区、留学生会館と国際喫煙館は昭和区となります。生活オリエンテーションの後に、交換留学受入室が依頼したボランティア団体の応援を受けて、手続きをします。

□ 国民健康保険

国民健康保険に加入していれば、留学生本人の医療費、家族の医療費が30%に軽減されます。大きな事故や大病の際の高額医療費減免制度もあります。従って、国民健康保険への加入（区役所で手続き）を強く勧めます。加入には外国人登録が前提となりますので、外国人登録と同時に加入手続きを行います。平成20年度までは、留学生本人が支払った金額の35%を日本学生支援機構から補助する制度がありましたが、平成21年度から廃止されました。

□ 貸付金制度とその際の連帯保証人

留学生によっては、渡日時に十分な勉強資金を持たず、奨学金だけに頼る学生もあると思われます。渡日前の情報として留学生本人に連絡しておりますが、万が一手持ち資金で不足する場合は、名古屋大学留学生後援会より、貸付を行う制度があります。その際に連帯保証人が必要ですが、交換留学受入室で対応します。

□ 電話および携帯電話・スマートフォン

多くの交換留学生が一般電話を使わず、携帯電話・スマートフォンを主に利用しています。一般電話及び携帯電話・スマートフォンの加入方法やSIMカード購入方法について、生活オリエンテーションで説明しています。

□ コンピュータ

交換留学生には名大IDが発行され、メディア教育センター等、NUWNET(WiFi) を利用することができます。大学院生のNUPACE学生には、研究室やゼミなどでコンピュータを利用する環境を用意していただければ、なおありがたいところです。

□ アルバイト等資格外活動

「留学」は、就労の認められない在留資格ですが、必要経費を補うためにアルバイトを希望するときは、事前に資格外活動の許可を受けた上で可能です。この許可を受けずにアルバイトをしたり、許可された範囲を超えたアルバイトをすると処罰の対象となります。場合によっては、退去強制の対象ともなりますので、十分に注意して下さい。交換留学生は、1週間28時間以内、ただし、長期休業期間中は1日8時間以内のアルバイトをすることができます。資格外活動の許可申請は、各部局事務で行います。

[4] 在学期間中の教育指導上の留意点

A. 共通

□ 留学目的と進学計画等の確認

最近、大学に戻ったのちに本学への大学院進学者が多くなっています。これは、英語のプログラムだけでなく、専門の勉学を補う受入れ指導教員の先生方の真摯な教育・研究指導のおかげです。ただ、交換留学生によっては、指導教員とあまり接触がないままに終わっている学生もいますし、逆に先生の方から交換留学生が研究室に寄りつかないなどのご意見もいただきます。

本学が受入れている交換留学生は、理系から文系、学部生、大学院生など様々な条件で参加しており、学部生も2年生から4年生までで学年による意識の違いも感じられます。

理系の学生でも、日本語習得や日本の社会や政治、経済基盤等の日本理解や日本人学生との積極的な交流に留学目的の重点を置いている学生もいますし、日本の科学技術やその技術基盤を知りたいという文系学生も多くいます。このような学生たちの一部は、研究室やゼミなどの集団活動に縛られることを嫌うことがあります。とくに米国では学部生の段階で研究室活動に入ることが少ないため、研究室活動をあまり期待していません。しかし、ゼミや研究室に加わることが米国学生にとって魅力になっている場合もあります。

一方で、最初から、授業を受講することよりも研究を主体にしたいという学生もいます。学部生は、例え4年生であっても、特別聴講学生としての受入れしかできない形式になっていきますし、応募申請書類にあまり十分に考えずに大学院特別聴講学生に印をつけ、本学に来てから研究主体に切り替える学生もいます。中には、交換留学を終えて在籍大学の学部を卒業後、本学の大学院進学を真剣に考えている学生も増えています。大学院進学の場合は、受入れ指導教員の先生方が支援していただけるかどうか、大きな要素となります。

従って、受入れる交換留学生がどのような留学目的や勉学計画を考えているかを最初に是非確認していただくようお願い致します。その目的によって、研究室やゼミなどでの対応や指導教員の先生方との接触頻度などが異なってくると思われます。

□ 研究室・ゼミとの関わり、接触の頻度について

留学目的によっては、研究室やゼミなどでの活動を大変期待している一方で、あまり縛られたくない、という学生がいます。従って、研究室・ゼミの関わりの内容について、最初に確認していただくようお願いいたします。研究室やゼミでの活動を期待している学生に対しては、指導教員の先生ご自身との直接の接触が少なくとも、研究室・ゼミの他のメンバーへの紹介をはじめとして、毎日研究室やゼミに行きやすい環境を提供していただければ、充実した留学生生活を過ごすことができると考えられます。文系では、学部生一人一人に机が提供できる環境はほとんどありませんので、交換留学生のために必ず机を用意していただく必要はありませんが、同じ研究室やゼミの他の学生との待遇が明らかに違うことのないようにご配慮いただきたいと思います。あまり研究室やゼミ活動に興味のない学生に対しては、どの程度指導教員や研究室の接触の頻度を確保すべきかをご相談いただき、その途中経過の中で、適宜留学生の不満を聞いたり、勉学に関するアドバイスをしたり

していただければ幸いです。

□ チューター制度の活用

留学生の勉学・生活上の相談、役所における手続きなどの補助を、身近な学生に依頼し、そのための謝金を支給できるチューター制度があり、是非活用していただくようお願いいたします

(<http://www.ecis.nagoya-u.ac.jp/info/life/TutorManual.pdf>)。平成29年度後期より、チューター支援時間について変更されることになりました。学部生のNUPACE学生には、国際教育交流センターから依頼された学生チューターから15時間のチューター支援を行います。所属する学部からのチューター支援を行わないことになりました。一方、大学院生のNUPACE学生には、30時間分のチューター支援を所属の研究科から対応していただくことになり、国際教育交流センターから依頼された学生チューター支援はなくなりました。

部局で依頼する学生チューターには、

- 講義、研究、実験、実習などの補習・相談
- 輪講、ゼミの予習・報告の援助
- レポート・研究論文等の補助的添削（指導教員の責任部分とは区分して下さい）
- 専門分野に関連する学内・外の諸施設利用のアドバイス
- 日本語の補習

（一般的な日本語研修は、国際言語センターの専門講師による様々なレベルの全学向け日本語プログラム（無料）がありますので、まず同プログラムを受講するのが一番であり、その補習を支援する形が効果的です）

- 専門分野の勉学補助、日本語支援、日本語会話
- 専門用語の説明
- 日本の文化・習慣の紹介・説明
- 大学院入学試験等勉強の援助

などを依頼することができますが、あくまでも指導教員や講義担当教員等の指導を効果的に行うための補助的役割を果たすことが期待されているだけで、教員の代わりを担うことではありませんので、ご注意下さい。

学期の進行とともに、期待されるチューター支援の内容は変化すると思われます。例えば渡日直後は、官庁への諸手続や生活面での手助け等を留学生から期待されるかもしれませんが、また、留学生が期待するものと、指導教員が期待するものとの間に差が生じる場合もあると考えられます。従って、何よりも指導教員や留学生とできるだけコミュニケーションを取り合い、指導教員と留学生の要望を聞いた上で、適宜チューター支援の仕事の優先順位を決めてください。勉学・研究を行う主体は留学生本人であり、その指導を行う責任は、所属部局と指導教員にあります。チューターはこの関係を補助する立場にいるといえます。

諸手続の補助や生活の手助けは、チューターの本来の役割ではなく、受入れの研究室、ゼミ等の関係教員、所属学生、関係事務職員・留学生担当教員らの共同の役割です。チューターは、個人支援者としての役割の余力がある中で、限定的に行うこととしてご理解下さい。

B. 特別聴講学生・大学院特別聴講学生

□ カリキュラム相談

学期始め（4月下旬または10月下旬）に提出する履修計画（2015年後期よりオンライン登録）については、必ず指導教員と相談した上で、確認の署名をもらうことを交換留学生（特別聴講学生・大学院特別聴講学生）に要求しています。交換留学生のために用意している教育プログラムは、共通教育プログラム（日本研究、国際理解、日本語）および専門教育プログラムで構成されています。講義科目を受講する交換留学生の場合は、原則として1期（半年）あたり15単位以上を義務づけていますので、留学生の専攻分野、日本語能力や希望に沿って、開講されているプログラムを選択するようご指導願います。英語力（TOEFL-iBT79 または同等レベル以上）を認定されて受入れが認められたNUPACE学生は、「G30国際プログラム」科目の受講も、講義担当教員の了解のもとに、原則として認められていますので、ご承知置きください。

日本語能力が十分にあると判断される場合は、講義担当教員の了解のもとに、全学向けの日本語の授業に加え、正規学部生に開講された講義科目をとることも認められます。

尚、NUPACE学生の履修登録と成績管理については、学部学位を前提とする学部オンライン履修管理システムとは異なる運用を行っております。英語による講義科目が、様々なプログラムや学部・研究科で開講されており、大学院科目について学部NUPACE生の受講・単位認定を認めていただく、あるいは後述する「個別勉強指導」の単位化を認めていただく、履修確定時期や履修取下げ制度についても特殊な対応を行っている等の理由のためです。NUPACE学生に対しては、<https://c-reg.nupace.iee.nagoya-u.ac.jp/>において、独自の履修・成績管理を行っており、NUPACE学生成績処理はこちらが優先することを何卒ご理解いただくようお願いいたします。

学生交換協定や覚書などでは、交換留学生が本学で取得した単位を、原則的に在籍大学での単位として認めることができる規定になっていますが、自動的に単位取得を認めるものではありません。派遣元大学によっては厳しい内容の審査の上で、単位認定を行います。選択科目の単位か、卒業要件の単位かでも扱いは異なり、もし認定されなければ、帰国した学生の卒業が遅れる可能性もあります。

本学で受講した科目の単位審査の際に詳細なシラバスや配付資料、演習、試験問題の提出を求められることもあります。単位取得要件の厳しい学生の場合に、予め派遣元と相談しておくことが必要ですし、講義の担当教員にOHP資料の学生への配布や提出されたレポートの返却などを徹底していただくことが必要ですので、その点もご確認下さい。

□ 輪講、セミナーの受講

本学の交換留学生は文系から理系まで様々な分野から受入れているものの全体の数は80名程度ですので、どの分野にも充実した英語による教育カリキュラムを用意することは不可能です。受講者数を考えると専門の科目も概論的な内容にならざるを得ません。学部の4年生、大学院生になれば、分野がさらに狭まります。この場合、指導教員あるいは周辺の教員が担っている輪講、セミナーを工夫していただき、交換留学生にも受講できる形とし、短期認定のためのレポート提出や発表などの評価を前提として、それらを取得単位に加えることができます。

□ 個別勉学指導(Guided Independent Study -GIS)

学部の高学年や大学院の交換留学生の場合、特定分野の受講したい科目数が極めて限られてしまい、専門分野の勉学を深めたくとも、既存の講義プログラムでは十分に応えられないケースがあります。これを補うため、名古屋大学では、全学の交換留学実施委員会の承認の下に、個別勉学指導(Guided Independent Study -GIS)というシステムを定め、単位を認定しております。NUPACEの英文パンフレットにもこのことを記載しております。交換留学受入プログラムでは、**Guided Independent Study -GIS**として単位を認めることを定め、英文パンフレットにも記載しました。

各学部・研究科の正規の開講科目としては認められていませんが、全学の交換留学実施委員会として認定するものとして、ご了解いただくようお願いいたします。欧米大学では認められているシステムです。

指導教員または周囲の教員の方が科目名を設定して、留学生個人と定期的に時間をもち、論文を読む、専門分野の討議をする、課題研究を行わせる、などによって、授業単位に匹敵する勉学指導を行うことが原則です（2単位分であれば、週90分×15週の勉学指導が原則ですが、匹敵する内容の課題研究が伴えば、必ずしも厳格にこだわるものではありません）。原則的には、1学期目は認めず、2学期目から認めることを記載しております。ただし、学部4年生や大学院特別聴講学生の場合には1学期目でも認めています。

講義に代わる個人指導の場合、単位数は2単位が基本ですが、指導教員の判断で2単位以上も認めます（あくまでも、週90分×15週の勉学指導を基準として考えております）。交換留学生が在籍大学に単位と評価を持ち帰る場合、その科目の講義内容、レポート評価などの根拠資料が求められることがありますので、裏付けをしっかりと残していただくようお願いいたします。

卒論研究のように研究活動に時間を費やしたいという希望の学生もあります。基本的に、特別聴講学生や大学院特別聴講学生には、1学期15単位取得を義務づけており、GISにおいて最大8単位を認める措置もとっております。本学の規程では、卒論研究に対する単位数が部局・学科などでゼロから数単位まで様々な例がありますが、研究に従事している時間数に必ずしも直結していません。しかし、GISとして単位を考える場合には、所属部局の卒論研究の単位にこだわらず、研究に従事している週あたり時間数を目安に、講義等に準じた単位数をご判断下さい。

学期末の成績評価の際に、GISの成績評価もお願いしております。交換留学生に**必ず最終レポートを提出させ、最終評価をしていただくようお願いいたします（最終レポートが単位認定の最も重要な根拠となります）**。尚、最終レポートの分量の目安ですが、2単位：英文10ページ・日本文6ページ相当分ぐらいを見当に指示していただければ幸いです。尚、**提出した最終レポートに捺印または署名の上、写しを交換留学受入室に提出するようにご指示して下さい。**

別途、成績報告書の提出をお願いしますので、最終レポートを評価した上で、最終的な成績を交換留学受入室にご報告下さい。

企業インターンシップに参加した場合に、それらの活動経験などをレポートとして提出し、指導教員が内容を十分に評価できる場合には、その内容もGISとして認めます。

□ 成績評価と単位認定

交換留学受入プログラムとして開講した科目に加え、交換留学生在が受講した学部の正規科目や上記個別勉強指導(GIS)について、それぞれの成績評価結果(S, A, B, Cと点数評価)と単位は、交換留学実施委員会より、各部署事務を通じて成績報告を依頼し、実施委員会に集約して、一つの成績証明書にまとめ、実施委員長名で認定します。

C. 特別研究学生の場合

□ 研究指導

特別研究学生の場合には、講義を受講し、単位を取得する義務はありません（講義を受講し、単位を希望する学生には、成績報告書を発行いたします）。学期始めには、科目履修計画票の代わりに所定の用紙に研究計画を書き、週の研究時間を記入の上、確認の署名をしていただいております。本来、特別研究学生は、常に指導教員の指導を仰ぎながら、研究発表などを通じて、その管理が行われていることと思います。しかしながら、最近、その研究成果をきちんとまとめずに、帰国してしまう特別研究学生が出てきており、大変憂慮しております。大変僭越ですが、平成20年度より、特別研究学生に対して、学期末の研究報告書の提出を義務づけさせていただくことに致しました。1年間在籍する場合も、1学期目の最後に必ず中間報告書の提出を要求して下さい。報告書の提出先は指導教員宛で結構ですが、表紙に指導教員の認印を押した報告書の写しを交換留学受入室に提出していただくようお願いいたします。

□ 学生管理

特別研究学生は交換留学受入プログラムの開講科目などに縛られませんので、大学での過ごし方は交換留学受入室で把握し切れません。特別研究学生の学生管理は実質的に指導教員の先生方にお願ひせざるを得ません。研究室にもあまり顔を出さず、アルバイトをしている特別研究学生の例を時折聞きます。本来の目的である研究に取り組まなければ、本プログラムで特別研究生として受け入れる意味がありません。多くの学生交流協定または覚書の中で、本来の留学目的を遂行しないと判断される学生は、派遣元大学との相談で、留学を中断させることができます。その点を留意していただき、本来の研究目的を遂行していない交換留学生在であれば、厳しくご指導下さい。

[5] 大学院進学の相談について

最近、交換留学を終えて在籍大学に戻って卒業した後、本学に再留学し、大学院に進学する交換留學生が増えています。名古屋大学を十分に知った上で、再留学を決断し、大学院進学をめざしてくれることは、受入れの関係者にとって何よりです。交換留学受入プログラムの教育カリキュラムに加え、これを補う指導教員あるいはそのまわりの先生方の真摯な教育・研究指導のたまものであると思われます。しかしながら、再留学や大学院進学を支援する奨学金は限られ、大学院進学を思い立ったときには、応募のタイミングを逸したり、大学院試験の条件などの情報を十分に得ておらず、十分な準備ができないまま資格条件に満たず、1年を無駄に過ごしてしまったり、というケースも生じております。

従って、交換留學生を受入れた際に、大学院進学の可能性を考えているかどうかを聞いていただき、少しでも考えている場合には、早めに相談するよう學生に指導して下さい。とくに在籍大学での卒業の時期や、本学の大学院試験の資格、試験時期、試験方法が、部局によって様々ですので、それらを注意するように申し添えて下さい。もちろん、最終的に、勉学や研究能力を判断し、大学院進学を勧めることのできる學生であることが大前提です。

交換留学受入室で把握している奨学金情報はまだ限られておりますが、下記に紹介します。なお、日本學生支援機構が奨学金情報について日本語版および英語版をまとめていますので、ご参照下さい。

日本語版 <http://www.jasso.go.jp/>

英語版 http://www.jasso.go.jp/index_e.html

□ 大使館推薦・文部科学省国費奨学金（研究留學生）

国費奨学金の中では、最も数が多く配分されていますが、国によってはその採用枠は極めて限られています。研究留學生として4月渡日と10月渡日の両方があり、応募時期も異なります（一緒の場合もあります）。この奨学金の場合、渡日後6ヶ月間、国際教育交流センターで集中的な日本語教育を受けることができます。応募書類の請求先並びに提出先は、學生の出身国の日本大使館または日本領事館です。米国の場合は、地域割りがされ、その地域を管轄する領事館に応募しなければなりません。応募書類、応募方法、応募締め切りなど必要な情報は、これらの日本大使館または領事館に直接問い合わせるかホームページなどで入手する必要があります。渡日したい時期の1年以上前に応募書類を出さなければならない例もありますので注意が必要です。

最近の例では、米国の場合、10月渡日の申し込みは、8月中旬が応募書類送付期限。フランスの4月渡日の場合、5月末が応募書類送付期限でした。

□ 大学推薦・文部科学省国費奨学金

10月に新規渡日する私費留学生で、名古屋大学が推薦した学生の中から、年間数名が国費留学生として採用されます。結果が判明するのは6月下旬ですので、私費留学生として来日する覚悟で応募する必要があると思われます。この制度は、受入れ指導教員の推薦に基づく申請に基づきますので、留学生自身が所属部局に直接申請することはできません。

大学推薦（一般枠）の年間採択数は名古屋大学全体で5-6名前後の状況です。従って、この奨学金制度に大きな期待を寄せることは危険ですので、ご注意ください。

参考 URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1412214.htm

(現在参照できるものは、2019年度渡日のものですので、応募は締め切られています)

(英語版は各部局教務へ問合せ)

□ その他の民間奨学金

その他の奨学金情報は、日本学生支援機構のホームページから情報を入手することができます。渡日前から受給が決まる奨学金は大変少ないのが実情ですが、海外から応募可能な奨学金の情報を下記のホームページで紹介しています（日本語版と英語版の内容が必ずしも一致していません）。

日本語版 http://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/scholarships/index.html

英語版 http://www.jasso.go.jp/en/study_j/scholarships/index.html

2019年度国際教育交流実施委員会委員名簿

(2019年4月1日)

部 局	職 名	氏 名
委 員 長	国際教育交流センター長	長 畑 明 利
人 文 学 研 究 科	講 師	安 井 永 子
教育発達科学研究科	教 授	横 山 悦 生
法 学 研 究 科	講 師	奥 田 沙 織
経 済 学 研 究 科	講 師	アーナドバ メーリバン
情報学部・情報学研究科	准教授	石 井 敬 子
理 学 研 究 科	講 師	石 橋 和 樹
医 学 系 研 究 科	教 授	粕 谷 英 樹
工 学 研 究 科	准教授	古 谷 礼 子
生 命 農 学 研 究 科	講 師	井 上 直 子
国 際 開 発 研 究 科	講 師	浅 川 晃 広
多元数理科学研究科	助 教	鈴 木 悠 平
環 境 学 研 究 科	教 授	野 村 康
創 薬 科 学 研 究 科	准教授	小 坂 田 文 隆
国際教育交流センター 国際プログラム部門	教 授	リンリー マシュー
国際教育交流センター 国際プログラム部門	准教授	石川 クラウディア
国際教育交流センター 国際プログラム部門	特任講師	楠 元 景 子
国際教育交流センター 教育交流部門	教 授	野 水 勉
国際教育交流センター 教育交流部門	特任准教授	伊 東 章 子
国際教育交流センター アト・ハイシヅク部門	教 授	田 中 京 子
国際教育交流センター 海外留学部門	教 授	岩 城 奈 巳
国際教育交流センター 海外留学部門	特任講師	星 野 晶 成
国際教育交流センター 海外留学部門	特任助教	宮 崎 千 穂
教育推進部学生交流課	課 長	内 出 裕 之

2019年度海外留学支援制度(協定受入)募集要項

※この募集は、2019年度予算の成立を前提に行うものです。

1. 趣旨・目的

海外留学支援制度(協定受入)(以下「本制度」という。)は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程)(以下「高等教育機関」という。)が、諸外国の高等教育機関(大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程)に相当する諸外国の機関をいう。)と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき、諸外国の高等教育機関から短期間外国人留学生を受け入れる場合に、当該学生に対して、留学に係る費用の一部を奨学金として支援することにより、我が国の高等教育機関の学生交流の充実を図るとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的とします。

2. 定義

この要項において「受入学生」とは、我が国の高等教育機関(以下「受入大学等」という。)が、諸外国の高等教育機関(以下「在籍大学等」という。)との学生交流に関する協定等に基づいて、在籍大学等に在籍したまま、8日以上1年以内の期間、受入大学等が実施する受入プログラムに参加する外国人留学生で、本制度により奨学金の支援を受ける者とします。

3. 支援予定人数

未定 (参考:2018年度予算 5,000名)

4. 支援対象となる受入プログラム

「1. 趣旨・目的」により、奨学金を支援するのにふさわしい学生受入プログラムを募集することとし、支援する受入プログラムは以下の要件を全て満たすものとします。

(1) 受入プログラムの実施期間

2019年4月1日から2020年3月31日までの間に開始され、かつ我が国において連続して8日以上実施するもの

※渡航にかかる期間は含みません。

(2) 受入プログラムの形態区分

① 双方向協定型

- ・授業料不徴収・授業料免除の内容を含む学生交流協定に基づいて実施するもの
- ・1 Semester以上1年以内の間、協定相手の在籍大学等から学生を受け入れ、かつ協定相手の高等教育機関へ学生を派遣するもの

※2019年度内に、学生の受入とともに学生の派遣が開始される必要があります。

※プログラムの派遣に関する部分については「2019年度海外留学支援制度(協定派遣)募集要項」のとおりとし、要項に記載する要件を全て満たす必要があります。

② 短期研修・研究型

- ・在籍大学等との学生交流協定や合意文書等に基づいて実施するもの
- ・8日以上1年以内の間、協定相手の在籍大学等から学生を受け入れるもの

※2019年度内に、学生の受入が開始される必要があります。

※31日以内のプログラムの場合は、履修科目の一部となっているものや、受入前後の準備講習・フォローアップを目的とした語学や専門科目の講義等との一体化など、明確な効果(単位取得等)が見込めるものに限り(在籍大学等での単位付与等を含む)。

(3) 管理体制

- ・プログラム実施に係る諸手続き及びプログラム実施後の報告書提出等に至るまで、プログラ

- ム及び受入学生について、適正な事務手続きの実施、管理体制等を有するもの
- ・受入学生について、在籍大学等に在学中はフォローアップのための追跡調査に協力できる管理体制を有するもの

(4) その他

受入大学等(高等専門学校については、専攻科を含み、第2年次以下を対象とするものを除く。)を受入先として実施するもの

5. 支援内容及び支給基準・方法について

(1) 支援内容 (2019年度予算の成立状況により変更となる場合があります。)

奨学金月額 8万円

※双方向協定型の派遣の部分については、「2019年度海外留学支援制度(協定派遣)募集要項」のとおりです。

(2) 支給基準

受入学生に対し、以下のとおり、奨学金を12月以内に支給します。

- ・受入期間を31日ごとに区切り、奨学金月額の支給月数(回数)を決定する。
- ・同一プログラムで複数回受け入れる場合においても、全受入期間を合算し、同様の取扱いとする。なお、各回の受入期間は、2019年度に開始し、連続して8日以上なくてはならない。

※別紙「奨学金支給月数(回数)確認表」を参照してください。

(3) 支給方法

奨学金の支給は、受入大学等を通じて行うこととし、留学開始月から1月分ごとに割り当てた支給対象となる月に、受入学生の在籍大学等での在籍及び受入プログラムへの参加を確認した上で、奨学金を支給します。

6. 受入学生の資格及び要件

次の(1)～(7)に掲げる資格及び要件を全て満たす者とします。

(1) 我が国と国交のある国の国籍を有する者

※台湾、パレスチナの学生も対象とします。

※登録時点で日本国籍を有する者は対象としません。

(2) 学生交流に関する協定等に基づき、受入大学等が受入を許可する者

(3) 経済的理由により、自費のみでの受入プログラムへの参加が困難な者

(4) 受入プログラム参加にあたり、「留学」の在留資格を確実に取得し得る者

※90日以内の受入プログラムに参加する者については、在留資格の種類は問いません。

(5) 受入プログラム終了後、在籍大学等に戻り学業を継続し、在籍大学等の学位を取得する者
又は卒業する者

※退学・除籍の予定がある者は、要件を満たしません。

※プログラム途中で正規の課程を卒業・修了する者は、要件を満たしません。

(6) 在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が2.30以上(3.00満点)である者。

- ※前年度の成績がない場合は、選考時の前学期分の成績から算出するものとします。
- ※成績評価係数で表すことができない場合は、別に定める様式に、特に成績が優秀であり、成績評価係数2.30相当以上であるとする理由を明記します。
- ※平成30(2018)年度まで認められている、短期研修・研究型に限った成績要件(成績評価係数2.00以上2.30未満)に該当する学生の推薦は、2019年度よりできなくなります。

[成績評価係数の算出方法]

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出(小数点第3位を四捨五入)

	成績評価				
4段階評価(パターン1)	—	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	—	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	—	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

(計算式)

$$\frac{(\text{評価ポイント3の単位数} \times 3) + (\text{評価ポイント2の単位数} \times 2) + (\text{評価ポイント1の単位数} \times 1) + (\text{評価ポイント0の単位数} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

※履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数を全て単位数に置き換えて算出すること。

- (7) 本制度以外の、受入プログラム参加のための奨学金等(渡航に係る費用及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない)を受ける場合、当該奨学金等の支給月額(複数の団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額)が8万円を超えない者

※本制度以外の奨学金等を受ける際、奨学金等支給団体側が、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、ご注意ください。

※日本学生支援機構が実施する「留学生受入れ促進プログラム文部科学省外国人留学生学習奨励費」との併給は認められません。

※「国費外国人留学生制度」との併給は認められません。

7. 申請方法及び申請書類・データ

(1) 申請タイプの種類

学生交流創成タイプ(タイプA)と学生交流推進タイプ(タイプB)の2種類があります。

1つのプログラムについて、両タイプに重複して申請することはできません。

① 学生交流創成タイプ(タイプA) (以下「タイプA」という。)

2019年度に支援を希望する全てのプログラムが対象となります。

② 学生交流推進タイプ(タイプB) (以下「タイプB」という。)

平成30(2018)年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)の採択プログラム(以下「平成30(2018)年度採択プログラム」という。)のうち、2019年度においても継続して支援を希望するプログラムが対象となります。

※タイプBの申請対象プログラムでも、タイプAに申請することは可能です。

※タイプBに申請できるのは、1プログラムにつき連続3年度を上限とします。2019年度募集において、タイプBの3年度目として申請するプログラムで、2020年度に引き続き支援を希望する場合は、新たにタイプAとして申請することになります。

【タイプBに申請できない場合】

ア. 平成30(2018)年度に追加採択されたプログラム

- イ. 平成30(2018)年度採択プログラムであっても、本募集申請時まで採択を辞退したプログラム
- ウ. 平成30(2018)年度採択プログラムを分割あるいは統合したプログラム
- エ. 平成30(2018)年度採択プログラムの計画書から「1. (5)プログラムの目的・達成目標」を変更したプログラム(その他の項目の軽微な変更は認める。)
- オ. コンソーシアム形式で実施するプログラムの代表校が替わるプログラム

(2) 申請プログラム件数

1校につき35件(35プログラム)を上限とし、35件のうち、タイプAとして申請できるのは10件を上限とします。コンソーシアム形式で実施するプログラムの申請は、申請を取りまとめる代表校の申請プログラム件数にカウントされますのでご注意ください。

上限は、双方向協定型、短期研修・研究型(協定派遣)及び短期研修・研究型(協定受入)を全て合わせたプログラム件数です。

なお、双方向協定型、短期研修・研究型(協定派遣)、短期研修・研究型(協定受入)ごとの申請プログラム件数に上限はありません。

(3) 支援希望人数

① 双方向協定型

1プログラムあたりの支援希望人数は、当該プログラムにおける総受入計画人数又は100名のいずれか少ない数を上限とします。

② 短期研修・研究型(協定受入)

1プログラムあたりの支援希望人数は、当該プログラムにおける総受入計画人数又は50名のいずれか少ない数を上限とします。

(4) 申請書類等

本制度による支援を希望する学校の長は、次に掲げる申請書類等をプログラムのタイプ、形態ごとに取りまとめ、機構理事長に申請するものとします。

【タイプA及びタイプB共通】

2019年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)申請書(様式1)

郵送等(1部)及びデータ

【タイプA】

[双方向協定型]

2019年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)計画書(様式2及び別表)

郵送等(申請するプログラムごとに1部)及びデータ

[短期研修・研究型]

2019年度海外留学支援制度(協定受入)計画書(様式2及び別表)

郵送等(申請するプログラムごとに1部)及びデータ

【タイプB】

[双方向協定型]

・2019年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)計画書(様式2及び別表)

郵送等(申請するプログラムごとに1部)及びデータ

・海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)プログラム実施・進捗状況(様式3)

郵送等(申請するプログラムごとに1部)及びデータ

[短期研修・研究型]

・2019年度海外留学支援制度(協定受入)計画書(様式2及び別表)

郵送等(申請するプログラムごとに1部)及びデータ

・海外留学支援制度(協定受入)プログラム実施・進捗状況(様式3)

- ※郵送等による申請書類は、すべてA4サイズで作成してください。
- ※申請書類は日本語による表記とします。
- ※エクセルファイルデータは、記入要領に従い作成し、必ず所定のパスワードを設定した上で、電子メールにて提出してください。

(5) 申請書類等各種様式の入手方法

機構のウェブサイトからダウンロードしてください。

協定受入URL:

http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantoshu/study_j/short_term/2019.html

8. 申請書類等の提出期間

2018年10月1日(月)～2018年10月18日(木)必着

- ※申請書類は、書留又は宅配便等配達記録が残る方法で送付してください。
- ※封筒には朱書きにて「**協定プログラム申請書類在中**」と記入してください。
- ※提出期間を過ぎた場合、いかなる理由であっても、申請書類等の審査は行いません。また、提出された申請書類等は一切返却しません。

9. プログラムの審査・採否

申請タイプ別に、申請書類により書面審査を行い、採否を決定します。申請要件を満たさないプログラム、申請書類等に不備があるプログラムについては審査を行いません。

【タイプA】

下記「10. プログラムの選考における審査の観点」に基づき、プログラムごとに審査を行い、その内容が満たされているものを高評価し優先的に採択します。評価が得られなかったプログラムについては不採択となります。

※プログラムは、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略(報告書)」における重点地域(東南アジア(ASEAN)、ロシア及びCIS諸国、アフリカ、中東、南西アジア(インド)、東アジア(モンゴル)、南米、米国、中東欧)を勘案して決定します。

(参考)URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1342726.htm

【タイプB】

原則として、申請されたプログラムは支援対象として採択されますが、プログラムごとに審査を行い、プログラムの目的・目標の達成が著しく困難又は不可能と判断されたプログラムは不採択となる場合があります。

※2019年度のタイプBとして採択されたプログラムについて、平成30(2018)年度に支援実績のないプログラムは採択を取り消します。

10. プログラムの選考における審査の観点

以下の内容が満たされているものを高評価し優先的に採択します。特に(1)と(2)は重点項目です。

(1) プログラムの内容

- ・プログラムの目的・達成目標は、国民にとって分かりやすい具体的な目標が設定されているか。
- ・受入プログラムの形態に応じ、本制度の趣旨・目的を踏まえた達成目標が設定されているか。

- ・達成目標は適切な水準に設定されているか。
- ・養成しようとするグローバル人材像や質の高い留学生像が明確に設定されているか。
- ・受入学生の進路の選択や検討に対して触発・動機付けする内容が含まれているか。
- ・受入学生の専攻に応じ、その特性を踏まえたプログラム内容となっているか。
- ・インターンシップやフィールドワークが組み込まれている場合、受入学生の専攻に応じ、効果的な内容となっているか。
- ・より長期間の日本留学に向けた動機付けを高める効果を見込めるプログラムであるか。
- ・受入大学等における日本人学生との交流が適切に組み込まれているか。
- ・受入大学等の国際化推進に資するものとなっているか。
- ・プログラムとして成立する参加人数が適切に確保されているか。
- ・プログラムによる総受入計画人数に対し、本制度による支援希望人数の割合は適切か。
- ・単位取得、単位付与、単位認定方法が確立、義務化されているか。(受入大学等での単位取得、在籍大学等の科目としての単位付与、受入大学等で得た単位の単位認定。)
- ・単位による修学成果測定が行われない場合、それに替わる測定方法が確立されているか。
- ・【双方向協定型のみ】学生受入及び学生派遣の双方を重視するプログラム内容となっているか。
- ・【短期研修・研究型のみ】31日以内のプログラムにあつては、履修科目との一体化や語学、専門科目の講義等と併せることにより効果(単位付与等)のあるプログラム内容となっているか。

(2) 実施体制

- ・在籍大学等において、参加する学生の募集・選抜が適切に行われているか。
- ・受入学生に対する情報提供が適切に行われているか。
- ・単位認定について受入学生が事前に把握できるものとなっているか。
- ・受入学生に対する日本での生活支援体制が整備されているか。
- ・受入学生に対する危機管理体制が十分に確立されているか。
- ・プログラム実施に携わる教職員がノウハウ(語学力や過去の実施経験等)を適切に有しているか。

(3) フォローアップ・成果検証の実施

- ・受入学生の受入前、受入後の効果測定や意識の変化を適切に把握しているか。
- ・自己点検を実施し、プログラムの成果を測ることが具体的に計画されているか。
- ・実施報告会やシンポジウム等によりプログラム実施成果を波及させる取り組みを行っているか(SNS等を活用した学生同士のコミュニティ形成に関する取り組みを含む)。
- ・機構が実施する各種調査に協力できる体制であるか。

(4) プログラムの自立化・発展性・継続性

- ・プログラムの継続・発展のためにフォローアップ・成果検証結果を活用し、自立的な改善を図ることのできる体制が整備されているか。
- ・過去に学生受入の実績のあるプログラムか。
- ・翌年度以降も実施の計画があるプログラムか。
- ・本制度以外でプログラム実施のための財源確保の取り組みはなされているか。

11. 奨学金支給割当

第9項及び第10項に基づき採択されたプログラムに対し、2019年度予算に応じ、奨学金支給割当人数(以下、「割当人数」という。)を決定します。

【タイプA】

原則として、申請書類に記された支援希望人数を割り当てる予定です。

※支援希望人数及び人月数は、過度な余剰が生じないようよくご検討の上、プログラム実施にあたり真に必要な数としてください。

限られた予算の中で、より多くのプログラムを採択できるようご協力ください。

※支援希望人数に関して当初計画から大幅な減少があった場合、翌年度以降の割当人数を減らす場合があります。

【タイプB】

タイプBとしての申請が何年度目かによって、割当人数を決定します。

①タイプB(1年度目)の場合 ※平成30(2018)年度はタイプA採択プログラム

原則として、全てのプログラムに対し、平成30(2018)年度採択時の割当人数から3割程度削減した人数を割り当てる予定です。

②タイプB(2年度目又は3年度目)の場合 ※平成30(2018)年度はタイプB採択プログラム

原則として、全てのプログラムに対し、予算状況と平成29(2017)年度に提出された「中間報告書」(様式P)(2回目)に基づく更新割当人数に対する支援人数(実績)を勘案し、平成30(2018)年度採択時の割当人数より最大5割程度削減した人数を割り当てる予定です。

※少人数で実施するプログラムやプログラム数が少ない学校に対しては一定の配慮を行いますが、審査結果によりさらに削減する場合があります。

※2019年度タイプB採択プログラムは、採択後、協定派遣、協定受入ごとに学内の他のタイプB採択プログラムとの間で一定の条件の下、人数、配分額を移管することが可能です。

12. 採否通知

2019年1月上旬(予定)を目途に学校の長へ通知します。

※採択プログラムの名称等については、機構のウェブサイト等で公開する予定です。

13. 奨学金等支給事務の適正な実施について

(1) 立入検査等の実施及び改善措置命令

本制度の適正な実施及び成果等を確認するため、プログラムの実施状況等の報告を求める又は立入検査を実施する場合があります。

プログラムの実施状況が適正でないことが認められるときは、これを是正するための措置をとるべきことを命ずることがあります。

(2) 割当人数の削減

受入大学等の管理体制又は事務処理が不適切な場合、「海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)奨学金支給割当て人数の削減に係る取扱基準」に定めるところにより、割当人数を削減する措置を行うことがあります。

※執行のさらなる適正化のため、次回募集より取扱基準を改定することを検討しています。今後の改定内容により2019年度の執行率等の実績が影響する可能性がありますので、ご留意ください。

(3) プログラムの募集停止

受入大学等が、偽りその他不正の行為を行った場合、「海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)募集停止期間等の取扱基準」に定めるところにより、当該行為の判明した年度の翌年度から起算して5年以内で相当と認める期間、受入大学等に対する海外留学支援制度(協定受

入)の募集を停止し、受入プログラムの申請を受け付けない措置を行うことがあります。

(4)補助金の厳正な管理

本制度は、日本政府から交付される補助金を財源に実施しており、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和38年8月27日法律第179号)の適用を受けます。従って、不正な手段により補助金の交付を受けた者、又は他の用途に使用した者には、交付の取り消しや返還命令が行われ、場合によっては刑事罰が科されることがあります。募集要項や事務手続きの手引きを遵守し、奨学金の厳正な管理に努めてください。

【管理体制、事務処理、プログラム実施状況が不適切な例】

- ・正当な理由なく当初計画から大幅な支援人数や支給額の減少を行った。
- ・正当な理由なく各種手続きや各種書類の提出期限を遅滞、または未提出である。
- ・在籍確認手続きを適切に行わずに奨学金を支給した。
- ・奨学金を機構に承認された受入学生以外の学生に支給した。
- ・採択プログラムの辞退、実施条件等の変更等により不要となった奨学金の返納が、機構から受領した年度内(遅くとも翌年度4月初旬の機構が指定する日まで)に行われなかった又は著しく遅滞した。

14. 個人情報の取り扱い

提出された個人情報は、本制度実施のために利用されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、必要に応じて提供されます。その他、この利用目的の適正な範囲において、学校・在外公館・行政機関・公益法人及び業務委託先に必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

15. 学生選考に対する留意事項

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第7条第2項に定める規定のとおり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があり、かつ、実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう当該障害者の障害の状態等に応じ、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をお願いします。

○文部科学省「文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(平成27年12月25日文部科学省訓令第31号)」

(参考)URL:http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/ty_mext.pdf

16. 申請書類等の提出先及び本件照会先

独立行政法人日本学生支援機構

留学生事業部海外留学支援課 協定留学係 協定受入担当

〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1

TEL: 03-5520-6014

FAX: 03-5520-6015

E-mail: sesp@jasso.go.jp

